

鹿 児 島 県 公 報

平成27年12月25日（金）第3174号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（※） （人事課取扱い） 1
- 鹿児島県行政不服審査会条例（※） （人事課取扱い） 6
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※） （市町村課取扱い） 7
- 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（※） （市町村課取扱い） 9
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※） （財政課取扱い） 10
- 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（※） （税務課取扱い） 13
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（※）
（総務事務センター取扱い） 18
- ふれあいプラザ なのはな館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（※）
（共生・協働推進課取扱い） 21
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（※）
（情報政策課取扱い） 22
- 鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例（※） （子ども福祉課取扱い） 25
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（※）
（生活安全企画課取扱い） 25

条 例

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第47号

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正）

第1条 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第69号）の一部

を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改め、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（鹿児島県職員退職手当支給条例の一部改正）

第2条 鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改め、同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（鹿児島県文化財保護条例の一部改正）

第3条 鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第36条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「基き」を「基づき」に改め、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（鹿児島県税条例の一部改正）

第4条 鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（鹿児島県情報公開条例の一部改正）

第5条 鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求」に改める。

第15条第1項中「第20条」を「第20条第2項」に改め、同条第3項中「第19条及び」を削る。

「第3章 不服申立て等」を「第3章 審査請求」に改める。

第18条の2の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て」を「審査請求」に改める。

第19条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第20条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開

示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

（鹿児島県個人情報保護条例の一部改正）

第6条 鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第21条第1項中「第43条」を「第43条第2項」に改め、同条第3項中「第42条第2号及び第43条第3号」を「第43条」に改める。

「第3章 不服申立て等」を「第3章 審査請求等」に改める。

第42条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第43条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第44条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

（鹿児島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第7条 鹿児島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第8条 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第19条」を「第20条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第3号中「第42条」を「第43条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3条第1項ただし書及び第6条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条第1項第1号中「第19条」を「第20条第1項」に改め、同項第2号中「第42条」を「第43条第1項」に改める。

第9条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第15条において同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第10条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第11条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第12条中「又は保有個人情報」を「若しくは保有個人情報」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第13条を次のように改める。

（提出資料の写しの送付等）

第13条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は第11条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第14条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条中「第19条」を「第20条第1項」に、「第42条」を「第43条第1項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例の一部改正）

第9条 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（平成26年鹿児島県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（鹿児島県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行前に第5条の規定による改正前の鹿児島県情報公開条例（以下この項において「旧情報公開条例」という。）の規定によりされた旧情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る不服申立て及びこの条例の施行前に旧情報公開条例の規定によりされた旧情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

（鹿児島県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行前に第6条の規定による改正前の鹿児島県個人情報保護条例（以下この項において「旧個人情報保護条例」という。）の規定によりされた旧個人情報保護条例第18条第1項に規定する開示決定等、旧個人情報保護条例第30条第1項に規定する訂正決定等又は

旧個人情報保護条例第38条第1項に規定する利用停止決定等に係る不服申立て及びこの条例の施行前に旧個人情報保護条例の規定によりされた旧個人情報保護条例第11条第2項に規定する開示請求、旧個人情報保護条例第26条第2項に規定する訂正請求又は旧個人情報保護条例第35条第1項に規定する利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

（鹿児島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第7条の規定による改正後の鹿児島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定による報告であって、この条例の施行前に行われた不利益処分に係るものについては、なお従前の例による。

.....

鹿児島県行政不服審査会条例をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第48号

鹿児島県行政不服審査会条例

（設置）

- 第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づく附属機関として、鹿児島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

- 第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

- 第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（委員の服務）

- 第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

- 第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

- 第6条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 第4条第1項の規定は、専門委員について準用する。

（会議）

第7条 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

（罰則）

第10条 第4条第1項（第6条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行する。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第49号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の表1の2の項から1の4の項までの規定中「喜界町」の次に「，和泊町」を加え、同表2の項中「鹿屋市」の次に「，出水市，指宿市」を、「霧島市」の次に「，南さつま市，志布志市」を加え、同表3の項中「大和村」の次に「，宇検村」を加える。

別表企画部の表1の項中「及び南種子町」を「，南種子町及び与論町」に改める。

別表環境林務部の表6の項第15号中「又は」を「及び」に改め、同項第18号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項中「霧島市」の次に「，南九州市」を加える。

別表保健福祉部の表5の項を次のように改める。

5 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）に基づく事務のうち、同法第6条第3項の規定による氏名，住所等の届出の受理	鹿児島市
--	------

別表保健福祉部の表11の2の項及び11の3の項中「出水市」の次に「，指宿市」を，「南さつま市」の次に「，志布志市」を，「始良市」の次に「，十島村」を，「長島町」の次に「，湧水町，大崎町」を，「大和村」の次に「，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町」を加え，同表14の項中「各市，三島村，十島村，さつま町，大崎町，東串良町，南大隅町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町及び与論町」を「各市町村」に，「，霧島市及び天城町」を「及び霧島市」に改める。

別表商工労働水産部の表2の項中「十島村」の次に「，さつま町」を，「大和村」の次に「，宇検村」を，「喜界町」の次に「，徳之島町，天城町」を，「和泊町」の次に「，知名町」を加え，同表3の項中「東串良町」の次に「，錦江町」を，「和泊町」の次に「，知名町」を加える。

別表農政部の表1の項第2号を削り，同項第3号中「第4条第5項」を「第4条第8項」に改め，同号を同項第2号とし，同号の次に次の1号を加える。

- (3) 法第4条第9項（法第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定による農業委員会の意見の聴取（前号及び第5号に掲げる事務に係るものに限る。）

別表農政部の表1の項第7号中「鹿児島県農業会議」を「知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構」に改め，同項第8号中「第3号」を「第2号，第4号」に改め，同表3の項中「喜界町」の次に「，徳之島町」を加える。

別表土木部の表1の項中「南種子町」の次に「，屋久島町」を加え，同表1の2の項中「曾於市」を「鹿屋市，曾於市」に改め，「大崎町」の次に「，錦江町」を加え，「及び宇検村」を「，宇検村，瀬戸内町，徳之島町及び和泊町」に改め，同表1の2の2の項及び1の2の3の項中「東串良町」の次に「，錦江町」を加え，同表2の項第51号中「第136条」を「第136条第1項」に，「県農業会議及び土地改良区」を「農業委員会等」に改め，同項中「大和村」の次に「，宇検村」を加え，同表4の項中「さつま町」の次に「，長島町」を，「東串良町」の次に「，錦江町」を，「南種子町」の次に「，屋久島町」を加え，同表5の2の項中「三島村，十島村，さつま町，湧水町，大崎町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町及び与論町」を「各町村」に改め，同表5の3の項及び5の4の項中「及び和泊町」を「，和泊町及び知名町」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成28年4月1日から施行する。ただし，別表保健福祉部の表5の項の改正規定は，公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令，条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で，同日以後においては同表の右欄に掲げる

市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

.....

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第50号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条を第6条とし、第2条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

（本人確認情報を利用することができる事務）

第2条 法第30条の15第1項第2号の条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）

第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（次条において「知事以外の執行機関」という。）及び同号の条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第4条 知事が行う法第30条の15第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち法第7条第13号に規定する住民票コード以外のもの（以下この条において「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。）の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法
- (2) 規則で定めるところにより、知事から特定都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

- 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を退学した後高等学校等のうち私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人その他規則で定めるものの設置するものに入学者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
- 2 就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等に対する奨学のための給付金の支

給に関する事務（以下「高等学校等奨学のための給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの

- 3 鹿児島県吏員恩給条例（昭和26年鹿児島県条例第57号）による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）による療養費その他規則で定めるものの支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施，就労自立給付金の支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による認定特定行為業務従事者認定証の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護支援専門員の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 8 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の返還に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による貸付金の償還に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 鹿児島県営住宅条例（平成4年鹿児島県条例第43号）による旧特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

提供を受ける知事以外の執行機関	事 務
教育委員会	1 鹿児島県吏員恩給条例による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの 2 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの 3 高等学校等奨学のための給付金支給事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は，平成28年1月1日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 警察本部の表1の項の(1)中「第7条」を「第8条」に改め、同項の(5)中「営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料」を「風俗営業の営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料」に改め、同項の(4)中「管理者講習手数料」を「風俗営業の営業所の管理者講習手数料」に改め、同項に次のように加える。

(18) 法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業許可申請手数料	次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める金額（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、それぞれ当該金額から8,000円を減じた金額） ア 3月以内の期間を限って営む法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 14,000円（法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあっては、20,800円） イ その他の審査 24,000円（法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあっては、30,800円）
(19) 法第31条の23において準用する法第5条第4項の規定に基づく許可証の再交付	特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料	1,100円
(20) 法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料	8,600円（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,800円）
(21) 法第31条の23に	特定遊興	11,000円（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の

において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく特定遊興飲食店業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査	飲食店営業者合併承認申請手数料	23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,300円)
(22) 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく特定遊興飲食店業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業者分割承認申請手数料	11,000円（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、3,300円)
(23) 法第31条の23において準用する法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業の営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料	9,900円
(24) 法第31条の23において準用する法第9条第4項の規定に基づく許可証の書換え	特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料	1,400円
(25) 法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店業者の認定の申請に対する審査	特例特定遊興飲食店業者認定申請手数料	13,000円（当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、10,000円)
(26) 法第31条の23に	特例特定	1,100円

おいて準用する法 第10条の2第5項 の規定に基づく認 定証の再交付	遊興飲食 店営業者 認定証再 交付手数料	
(27) 法第31条の23に おいて準用する法 第24条第6項の規 定に基づく営業所 の管理者に対する 講習	特定遊興 飲食店営 業の営業 所の管理 者講習手 数料	講習1時間につき650円

附 則

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、別表第1警察本部の表の改正規定（1の項の(18)に係る部分に限る。）及び次項の規定は、同年3月23日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県手数料徴収条例別表第1警察本部の表1の項の(18)の規定の平成28年3月23日から同年6月22日までの間における適用については、同項の(18)中「法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号。以下この項の(18)において「改正法」という。）附則第2条第1項の規定による申請に対する」と、「法第31条の22の規定に基づく許可の」とあるのは「改正法附則第2条第1項の規定による」と、「同条の規定に基づく許可の」とあるのは「同項の規定による」と、「営む法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の」とあるのは「営む改正法附則第2条第1項の規定による」と、「14,000円（法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、20,800円）」とあるのは「14,000円」と、「24,000円（法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、30,800円）」とあるのは「24,000円」と読み替えるものとする。

.....

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第52号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の5条を加える。

（徴収猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第16条の2 法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条及び次条において「徴収の猶予」という。）又は法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条及び次条第5項において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、その猶予又は延長に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 知事は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

（徴収猶予の申請手続等）

第16条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (4) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

- (4) 徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める書類
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第4号に掲げる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める書類
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
- (職権による換価の猶予の手續等)
- 第16条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として規則で定める額を限度とする。）を当該換価の猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。
- 2 第16条の2第2項及び第3項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める書類
- (申請による換価の猶予の申請手續等)

第16条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として規則で定める額を限度とする。）を当該換価の猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第16条の2第2項及び第3項の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第16条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第16条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める書類

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第16条の3第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第16条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

（猶予に係る担保を徴する必要がない場合）

第16条の6 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、その猶予に係る金額が100万円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第31条の6第5号中「その他地方税法施行規則第2条の5第2項」を「前各号に掲げるもののほか、規則」に改める。

第35条の2第1項中「地方税法施行規則第3条の4第1項に規定する申請書に、法第55条の2第1項」を「規則で定める申請書に、同項」に、「同令第3条の4第2項各号に規定する」を「規則で定める」に改め、同条第2項中「地方税法施行規則第3条の4の3第1項に規定す

る」を「規則で定める」に、「同令第3条の4の3第2項各号に規定する」を「規則で定める」に改め、同条第3項ただし書中「50万円」を「100万円」に改め、「である場合」の次に「、その猶予の期間が3月以内である場合」を加える。

第41条の2の2第1項中「地方税法施行規則第5条の2第1項に規定する申請書に、法第72条の39の2第1項」を「規則で定める申請書に、同項」に、「同令第5条の2第2項各号に規定する」を「規則で定める」に改め、同条第2項中「地方税法施行規則第5条の4第1項に規定する申請書に、連結親法人が法第72条の39の4第1項」を「規則で定める申請書に、連結親法人が同項」に、「同令第5条の4第2項各号に規定する」を「規則で定める」に改め、同条第3項ただし書中「50万円」を「100万円」に改め、「である場合」の次に「、その猶予の期間が3月以内である場合」を加える。

第44条の見出し中「申告義務」を「届出」に改め、同条第1項中「申告書」を「届出書」に改め、同条第2項中「申告した」を「届け出た」に、「申告しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第3項中「申告書」を「届出書」に改める。

第52条第1項中「の各号」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第44条の改正規定 公布の日
 - (2) 第31条の6第5号の改正規定及び第52条第1項に1号を加える改正規定並びに附則第5項及び第8項の規定 平成28年1月1日
 - (3) 第16条の次に5条を加える改正規定、第35条の2及び第41条の2の2の改正規定並びに次項から附則第4項まで、第6項及び第7項の規定 平成28年4月1日
(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)
- 2 改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）第16条の2、第16条の3及び第16条の6の規定は、平成28年4月1日以後に申請される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第16条の4及び第16条の6の規定は、平成28年4月1日以後にされる新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 4 新条例第16条の5及び第16条の6の規定は、平成28年4月1日以後に新法第15条の6第1項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(県民税に関する経過措置)

5 新条例第31条の6の規定は、平成28年1月1日以後に提出する地方税法第50条の6第1項第1号に規定する退職所得申告書について適用する。

6 新条例第35条の2の規定は、平成28年4月1日以後に申請される新法第55条の2第1項又は第55条の4第1項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された旧法第55条の2第1項又は第55条の4第1項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

7 新条例第41条の2の2の規定は、平成28年4月1日以後に申請される新法第72条の39の2第1項又は第72条の39の4第1項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された旧法第72条の39の2第1項又は第72条の39の4第1項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

8 新条例第52条第1項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する地方税法第73条の18第2項の規定による申告書について適用する。

.....

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第53号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生	0.88

	年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	昭和60年法律第34号附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	昭和60年法律第34号附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付	0.88

のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
昭和60年法律第34号附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
昭和60年法律第34号附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
昭和60年法律第34号附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金，準母子年金，遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は，平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金，障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し，適用日前に支給すべき事由が生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償については，なお従前の例による。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に

関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金，平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは，当分の間，新条例附則第5条第1項の規定は，適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は，新条例附則第5条の規定による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

.....

ふれあいプラザ なのはな館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第54号

ふれあいプラザ なのはな館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

ふれあいプラザ なのはな館の設置及び管理に関する条例（平成10年鹿児島県条例第10号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第55号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人番号を利用することができる事務等）

第2条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務及び知事が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の執行機関の欄に掲げる執行機関は、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報（法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（同条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。以下同じ。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（同条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 知事は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人その他規則で定めるものの設置する

もの（以下「私立の高等学校等」という。）の設置者は、別表第1の1の項第1号及び第2号に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うことができる。

- 5 第2項本文の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例又は規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報を提供することができる場合）

第3条 法第19条第9号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる執行機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる執行機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定により特定個人情報の提供があった場合において、他の条例又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

執行機関	事 務
1 知事	(1) 高等学校等を退学した後私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(2) 就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務（以下「高等学校等奨学のための給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	(4) 鹿児島県営住宅条例（平成4年鹿児島県条例第43号）による旧特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	(1) 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

	(2) 高等学校等奨学のための給付金支給事務であって規則で定めるもの
--	------------------------------------

別表第2（第2条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
知事	鹿児島県営住宅条例による旧特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第3条関係）

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
知事	法別表第2の26の項第2欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	教育委員会	法別表第2の26の項第4欄に規定する特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
			法別表第2の26の項第4欄に規定する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
			特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの

.....

鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第56号

鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「30歳以上の者であつて、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

.....

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第57号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鹿児島県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（風俗営業の営業時間の特例）」を付し、同条第1項中「第13条第1項」を「第13条第1項第1号」に、「同項」を「同項第1号」に改め、同項第2号中「次条」を「次条第1項」に改め、同条第2項中「第13条第1項」を「第13条第1項ただし書」に改める。

第4条の2に見出しとして「（風俗営業の営業延長許容地域）」を付し、同条中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「同項第8号」を「同項第5号」に、「第13条第1項」を「第13条第1項第2号」に、「午前1時まで」を「午前零時以後において」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定める地域につき法第13条第1項ただし書の規定により定める時は、午前1時とする。

第5条中「いう」の次に「。第8条第1項において同じ」を加え、「日出時から」を「午前6時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「」まで」を「まで）」に改める。

第8条第1項を削り、同条第2項中「法第2条第1項第7号の営業（ぱちんこ屋その他遊技の結果に応じ客に賞品を提供して遊技をさせる営業に限る。）」を「ぱちんこ屋等」に改め、同項第2号中「と博類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「同項第8号」を「同項第5号」

に改め、同項を同条第2項とする。

第9条を次のように改める。

（ゲームセンター等への年少者の立入りの制限）

第9条 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午後6時以後午後10時前の時間において、16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは保護者（親権者、未成年後見人、寄宿舎の管理人その他少年を現に保護監督する者をいう。第17条において同じ。）の同伴を求めなければならない。

第12条中「日出時」を「午前6時」に、「第14条において」を「以下」に改める。

第15条の見出し中「公安委員会」を「公安委員会規則」に改め、同条を第20条とする。

第14条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（風俗環境保全協議会の設置地域）

第19条 法第38条の4第1項の規定により定める地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 第4条の2第1項に定める地域

(2) 前号に掲げる地域のほか、特に良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域として公安委員会が告示した地域

第13条の次に次の4条を加える。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域）

第14条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の規定により定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

(1) 第4条の2第1項に定める地域

(2) 病院、医療法第1条の5第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（深夜における入所又は入院をさせる施設に限る。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲50メートル（当該施設の敷地が商業地域内にある場合にあっては、30メートル）の区域内の地域を除く地域

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

第15条 特定遊興飲食店営業者は、県内全域において、午前5時から午前6時までの時間においては、その営業を営んではならない。

（特定遊興飲食店営業に係る深夜における騒音及び振動の規制）

第16条 法第31条の23において準用する法第15条の規定により定める深夜における騒音に係る数値は、別表第1の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の右欄（深夜の区分に限る。）に定めるとおりとする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の規定により定める深夜における振動に係る数値は、55デシベルとする。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第17条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第7条各号に掲げる事項
- (2) 第8条第1項第2号及び第3号に掲げる事項
- (3) 午後6時以後午後10時前の時間において、18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは保護者の同伴を求めること。

別表第1中「第6条関係」を「第6条，第16条関係」に，

数 値		
日出時から 日没時まで	日没時から 午後10時 まで	午後10時から 翌日の日出 時まで
50デシベル	45デシベル	40デシベル
50デシベル	45デシベル	45デシベル
60デシベル	55デシベル	50デシベル
65デシベル	60デシベル	55デシベル
55デシベル	50デシベル	45デシベル

を

数 値			
昼間	夜間		深夜
午前6時 後午後6 時前	午後6時 から午後 10時まで	午後10時 後午前零 時前	午前零時 から午前 6時まで
50デシベル	45デシベル	40デシベル	40デシベル
50デシベル	45デシベル	45デシベル	45デシベル
60デシベル	55デシベル	50デシベル	50デシベル
65デシベル	60デシベル	55デシベル	55デシベル

に改める。

ル	ル	ル	ル
55デシベ	50デシベ	45デシベ	45デシベ
ル	ル	ル	ル

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第5条の改正規定（「いう」の次に「。第8条第1項において同じ」を加える部分に限る。）及び第8条の改正規定（同条第3項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「同項第8号」を「同項第5号」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。